

令和3年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年11月30日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 11月30日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

| | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹内 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴海 聡子 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 大橋 房夫 君 |
9. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮崎 あかね 君 |

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第64号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 6 議案第65号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 7 発委第 5号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 第 8 議案第66号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 9 議案第67号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて
- 第10 議案第68号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について
- 第11 議案第69号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第70号 町道路線の認定について
- 第13 議案第71号 町道路線の変更について
- 追加第 1 議案第72号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について
- 追加第 2 発委第73号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに、本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（小宮山君） 会議規則第127条の規定により、7番 玉川清史君、8番 栗田 隆君、9番 朝倉国勝君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（小宮山君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの15日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの15日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日12月1日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（小宮山君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに、令和3年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、10月31日に投開票が行われました第49回衆議院議員総選挙の結果、自民党・公明党の与党が衆議院定数の過半数を大きく上回る議席を確保しました。この結果を受け、10月に発足しました岸田政権の継続が決まり、今月10日に第2次岸田内閣がスタートいたしました。新たな内閣には、さらなる経済成長に資する政策の充実を強く望むところであります。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、2019年12月、中国湖北省武漢で初めて確認されて以来、全世界で長く厳しい闘いが続いております。

日本国内におきましても、感染の波を繰り返しながら、なかなか感染の終息には至らず、特に今年のお盆頃をピークとした第5波は、これまでの波とは比較にならない爆発的な感染となりました。一方で、感染の拡大を食い止めるべく、医療機関等にご協力をいただき、全国で鋭意ワクチン接種が進められたこともあり、新規感染者数は9月以降減少を続け、現在は落ち着いた状況が続いております。

11月25日には、県において独自に定める、新型コロナ感染警戒レベルを引き上げる際の基準となる新規感染者数の要件を一定程度緩和するほか、飲食店等に営業時間短縮を要請する条件もより限定する等の改正が行われており、イベントや移動などの制限の緩和もあり、徐々に日常の社会経済活動が取り戻されようとしております。

しかしながら、ワクチン接種も進んでいるヨーロッパや韓国などでは感染の再拡大が続いているほか、ここにきて新たな変異ウイルスとしてオミクロン株が確認され、WHOでも新たなVOCが懸念される変異株として注意を呼びかけております。

国内においても、水際対策を強化するなど、新型コロナウイルスにはまだまだ予断を許さない状況により、町民の皆様には、様々な制限が緩和される中であっても基本的な感染対策は徹底していただきますようお願い申し上げます。

当町における新型コロナワクチンの接種状況といたしましては、10月末現在で2回の接種がお済みの方は1万1,961人、住民登録のある12歳以上の方の88.7%となっております。

また、テクノハート坂城協同組合が主体となって実施しました職域接種につきましては、9月7日から10月29日までの約2か月間の接種期間中34社、1,445人がワクチン接種を行っております。

国からは自治体における3回目の接種の方向が示されておりますことから、接種の時期や方法等、動向を注視しながら、医療機関等との調整を図り準備を進めてまいります。

続いて、経済情勢であります。日本総研などによりますとアメリカではデルタ株の感染拡大と自動車を中心とする供給制限により、個人消費が大きく減速したことで7～9月期の実質GDPは、前期比年率プラス2.0%とプラスを維持したものの、成長ペースが鈍化しております。

また、中国においても、活動制限の強化に伴う個人消費の減少や電力不足による製造業生産の停滞などにより、7～9月期の実質GDPは、前期比年率プラス0.8%と前期と比べて大幅に減速しております。一方、ヨーロッパでは、ユーロ圏における7～9月期の実質GDPが、前期比年率プラス9.1%と4～6月期に続いて高めのプラス成長となっており、コロナ禍前の水準付近まで回復している状況となっております。

次に、国内の状況であります。内閣府による11月公表の速報値によりますと、7～9月期の実質GDPの成長率は、前期比年率マイナス3.0%と2四半期ぶりのマイナス成長となり、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言などの影響による個人消費の落ち込みや、自動車の減産に伴う輸出の伸び悩みなどが影響している状況であります。

長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が11月に発表した金融経済動向では、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から、長野県経済は一部に弱い動きが見られる中、持ち直しの動きが一服しているとしております。

当町におきましては、10月に実施いたしました町内の主な製造業20社の7～9月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前の比較でプラスとした企業は6社、マイナス8社、変わらない5社、売上げについてもほぼ同様で、日銀松本支店の観測同様、持ち直しの動きが一服している状況がうかがわれます。

また、雇用については、7～9月の実績が総計で6人の減と、前回調査時からマイナスに転じ

ていますが、来年4月の雇用予定では、14社が増員、4社が減員分の補充を予定しており、全体では99人の増員と、回復に向けた明るい展望もうかがえる状況となっております。

国内経済においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっており、町内企業への影響なども懸念される場所ですが、早期の新型コロナウイルス感染症の収束と経済のさらなる回復を願うところでございます。

続きまして、9月定例会以降の事業の状況並びに補正予算に計上いたしました主な内容について、述べさせていただきます。

今年度からスタートしました第6次長期総合計画に定めた施策を推進するため、令和4年度から令和6年度までの具体的な事務事業をまとめた実施計画について、町内外の様々な分野の方々のご意見をお伺いする実施計画策定懇話会を11月22日に開催いたしました。

懇話会では、各施策の進捗状況と来年度からの3年間の計画をお示しいたしましたが、今後、町の財政状況を踏まえ、予算との整合を図る中で、年度末の計画策定に向けて進めてまいります。

新工業団地の造成工事につきましては、造成地の南側から順調に工事が進んでおり、附帯施設の用水路、調整池、専用排水路の整備も終わり約7割の進捗率となっております。

また、併せて進めております町道A09号線道路改良工事につきましては、車道部の舗装路盤と工業団地の雨水排水も流入させる歩道部の側溝がおおむね完成しており、約6割の進捗率となっております。引き続き、年度内完成に向けて安全に工事が進められるよう努めてまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減しながら情報発信の拡大を図るべく、インターネットやケーブルテレビを活用した事業の実施に取り組んでおります。

10月1日、2日に開催しました「2021さかきモノづくり展」では、ZoomやYouTubeによるインターネット配信のほか、ケーブルテレビにより、町内企業の技術力の高さや環境問題、あるいはSDGsの達成に向けた取り組みなどの情報発信をすることができました。

また、坂城中学校や坂城高校の生徒による「ぼくとわたしのモノづくり」と題したプレゼンテーション及び上田女子短期大学と坂城中学校とのSDGsコラボレーション事業は、これからの町を担う若い世代の活躍が楽しみになる内容でありました。モノづくり展の様子は、アーカイブ配信を行っておりますので、町内企業や子ども達の活動を知るツールとしてご覧いただければと思っております。

10月10日、デジタル庁が優れたデジタル化の取り組みを表彰する「デジタル社会推進賞」の最優秀賞「プラチナ賞」を坂城高校が受賞いたしました。

坂城高校では、1人1台端末やAI活用型学習アプリなど、デジタル学習教材を用いて個別最適な学び、地域連携型探求活動に取り組んでおり、そうした取り組みが生徒の学力向上に加え、

探求力や主体性の向上等につながったことが評価されたものであります。地元高校の受賞を大いに誇りに感じるとともに、小中学校におけるGIGAスクール構想推進事業のさらなる充実などを通して、第6次長期総合計画の将来像実現に向けた共通のテーマである、デジタル化の推進とSDGsの達成につなげてまいりたいと考えております。

10月末には、教材用ワインを参加者の自宅にお届けし、オンラインでセミナーを受講できる「さかきオンラインワインセミナー」につきまして、白ワインをテーマとして開催し、町内及び県内外から大勢のご参加をいただきました。今回は、テーマを「ワインの基本 赤ワイン編」として2月の開催を予定しておりますので、ご参加いただければと思います。

また、新型コロナの影響で昨年は中止としました町文化祭につきまして、10月23日、24日の2日間にわたり武道館と文化センターを会場に開催をいたしました。

2年ぶりの開催となった文化祭は、両会場とも感染拡大防止対策を徹底する中、展示につきましては、書道や写真など19団体の作品が展示され、また、芸能公演には14団体の皆様が出演し、コーラスやハーモニカ、ダンスなど、日頃の練習の成果を発表していただきました。

なお、一般の方の入場を制限して開催した芸能公演の様子は、ケーブルビジョンで後日放映し、当日ご来場いただけなかった皆様にもご覧いただけるよう対応したところがございます。

また、コロナの感染が落ち着きを見せる中、各種のイベントも感染症対策を徹底しながら徐々に再開をいたしております。

去る11月3日には南条の和合城跡で、6日には坂城の葛尾城跡で、全国山城サミット上田・坂城プラス東御アフター大会が開催されました。それぞれ麓で山城に造詣の深い長野市立豊野中学校の遠藤公洋先生にご講演をいただいた後、城跡に登り、詳しくご説明をいただきました。両日とも晴天に恵まれ、参加した皆様には山城からの展望と歴史ロマンを満喫していただきました。

さて、今回で13回目となりましたねずみ大根収穫&直売市が11月13日、坂城インター線沿いのねずみ大根の畑とさかき地場産直売所「あいさい」で開催されました。当日は天候にも恵まれ、ねずみ大根収穫会場では、来場者に見守られる中、ねずこんとアルクマ出演による開会式と、ねずこん生誕10周年記念セレモニーを行い、大勢の方に祝福していただいたほか、ねずみ大根の収穫も大変盛況でありました。

また、直売所では、ねずみ大根をはじめとする農産物、加工品の販売や今年産の巨峰ワインの限定販売などのほか、ねずこん10周年記念バッジプレゼントコーナーでは、ねずこんやアルクマとの記念撮影に行列ができるなど、大勢のお客様ににぎわいました。

また、町のマスコットキャラクターねずこんが生誕10周年を迎えたことを記念し、ねずこんカードラリーやねずこんデジタルスタンプラリーといった、楽しみながら地域経済に効果が期待できる取り組みも実施しておりますので、ぜひチャレンジしていただければと思います。

また、11月27日には、中心市街地コミュニティセンターを会場に第2回朗読駅伝を開催い

たしました。7年ぶりの開催となる今回は「刃—Y A I B A—」をテーマとして、テーマにちなんだ小説や絵本などが、黄色いたすきとともに元NHKアナウンサーの青木裕子さんをはじめ、10人の読み手により朗読され、会場は心地よい雰囲気にも包まれました。オープニングは、坂城コーラスの皆さんによる坂城町の歌で始まり、1部と2部に分かれた朗読の間には、学芸員による坂城町と鉄と刀についての解説もあり、今回テーマとして設定された「刃—Y A I B A—」と当町との関連も説明されました。私も朗読者の一人として参加いたしましたが、大変楽しい時間となりました。

また、今週12月4日土曜日に、人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会を文化センターにて開催します。毎年、人権週間に合わせまして、啓発活動の一環として町民集会を開催しており、今年は村上小学校児童による人権学習活動の作文発表とダイバーシティ信州会長の小泉涼さんを講師にお迎えし、「性の多様性について」をテーマにご講演いただきます。感染拡大防止対策のため、定員は70名とさせていただきますが、大勢の皆様にご参加いただきますようお願い申し上げます。

さて、昭和54年4月に稼働を開始して以来、42年間にわたり坂城町と千曲市のごみ焼却を担ってまいりました葛尾組合の焼却施設につきまして、長野広域連合が千曲市に建設中の新たな焼却施設へごみ処理業務が移管されることに伴い、10月25日に焼却施設の閉炉式を執り行いました。これまで長きにわたり地元住民の皆様をはじめ、多くの関係各位のご理解とご協力により新施設へ引き継ぐことができ、深く感謝を申し上げる次第でございます。

明日12月1日から試運転を開始する長野広域連合の新たな焼却施設につきましては、このほど名称が「ちくま環境エネルギーセンター」に決定し、明日から可燃ごみの受入れを開始いたします。これに伴い、町から排出される可燃ごみの全量をちくま環境エネルギーセンターで処理することとなります。

町といたしましては、引き続き、長野広域連合をはじめ、関係機関と連携を図る中で業務が円滑に移行できるよう進めてまいります。

また、上水道事業につきましては、全国的に施設の老朽化や人口減等による給水量の減少などが、今後の大きな課題となっております。

当町は、主に県営水道からの給水となっておりますが、将来にわたって安全で安心な水道水を安定して供給できる持続可能な体制を構築するため、県企業局及び上田市、千曲市、長野市、当町の事務担当者により、上田長野地域水道事業広域化研究会が設立され、地域にふさわしい水道事業の在り方について検討が進められてまいりましたが、今般、同研究会より検討経過の報告がなされました。経過報告では、水道事業の基盤強化のため、広域化を視野に、事業統合も含めてさらに研究を進めるといった方向性が示されたところであります。

今後、県や関係市町でさらに検討を進め、財政的なシミュレーションなどを通して広域化の形

態を比較検討し、地域における適切な事業の在り方を研究してまいりたいと考えております。

さて、しなの鉄道株式会社の取締役会が11月26日に開催され、新型コロナウイルス感染症の拡大により運輸収入が激減し、沿線人口の減少と相まって、現状のままでは、事業の存続自体が危ぶまれる大変厳しい経営状態にあるとの経営状況の報告がなされました。

これまでも沿線市町で組織するしなの鉄道活性化協議会が中心となり、車両更新計画や設備投資計画の見直し、社員数の削減等を行ってきたところですが、今後さらに取り組む経営改善策として、ダイヤ編成、駅業務体制の見直し、組織のスリム化と人件費の抑制、設備維持費の低コスト化の方針が示されたところであります。

特に、乗降客数を基準として、坂城駅につきましては土休日の無人化及び平日の窓口営業時間の短縮、テクノさかき駅については無人化といった方向が示されております。

このようなことから、町といたしましては、しなの鉄道株式会社の経営改善策に対して、鉄道利用者の利便性や安全性の確保に努めるとともに、ダイヤの見直しについては柔軟に対応すること、駅の無人化等については、直通テレビ電話の設置や防犯カメラの増設、管理駅にモニターの設置、警備会社への契約等の駅利用者の安全確保を図ること、また、テクノさかき駅の身体障がい者向けの昇降機の利用については、管理駅で迅速に対応することなどの申入れを行ったところであります。

当町にとりましても、しなの鉄道は地域の大切な公共交通機関でありますので、今後もしなの鉄道の経営が安定するよう沿線市町と連携しながら支援を行ってまいりたいと考えております。

また、千曲川の治水整備に関しまして、11月9日に飯山市で開催されました北陸直轄河川治水期成同盟会連合会が主催する長野県治水事業整備促進意見交換会におきまして、国土交通省、北陸地方整備局に対しまして、千曲川の完全堤防化に向けた築堤工事の実施等を要望してまいりました。引き続き、千曲川の強靱化が図られ、私たちが安心・安全に生活できるよう要望してまいりたいと考えております。

続きまして、補正予算についてでございます。

信州さかきふるさと寄附金につきましては、10月末現在1万1,278件、1億8,218万円のご寄附をいただき、金額ベースで前年同期比プラス30.3%と、果樹類を中心に昨年度を大きく上回る寄附申込みをいただいております。年末に向けてさらなる増加が見込まれる状況となっております。そうした状況を踏まえまして、年度末の寄附額につきまして2億2千万円ほどと見込み、今議会に関連の補正予算をお願いするものであります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、希望する対象者への2回の接種がほぼ終了いたしましたでしたが、徐々に低下する抗体を維持するための3回目の追加接種が間もなく始まることとなり、本議会に補正予算を計上しております。

当面は、先行して接種した医療事業者等について、主に各医療機関での接種を進め、一般の方

については、2月以降、2回目の接種から8か月以上経過した高齢者の方から順に進めたいと考えております。

現在、具体的な日程や接種方法について検討を進め、スムーズな接種に向け準備を整えてまいります。また、テクノハート坂城協同組合が主体となり、実施しました職域接種につきましても、接種医療機関との調整などを含め、実施に向けた準備を進めてまいります。

新型コロナに対する国の地方創生臨時交付金を活用して、コロナ禍における感染防止対策への対応や、外出・往來の自粛の影響により大幅に悪化した町温泉施設に対して、運営の支援を行う温泉施設持続化負担金について予算を計上いたしました。

地方創生臨時交付金につきましては、本補正予算に計上し、先行して実施しているさかきのお店応援券事業や消費回復応援事業、スタンプラリー、あるいは飲食店等に対する感染症蔓延防止対策補助など、新型コロナ関連の事業の財源として充当してまいります。

冬の到来を迎え、降雪時の主要な道路の安全確保を図るための除雪・融雪剤散布にかかる費用を補正予算に計上いたしました。委託業者と連携を図り、迅速な除雪作業等の実施に努めてまいります。

最後に、町は、これまでも長野県人事委員会勧告に基づく県の給与改定に準拠して、職員の給与等の改定を行っております。

令和3年度につきましても、このたび県で改定が実施されますことから、その内容に準じて期末手当等の総年間支給月数について、特別職については0.05月分、一般職については0.1月分引き下げる改定について、関係条例等の改正とともに関連する補正予算につきまして上程し、ご審議をお願いしたいと思っております。

以上、令和3年度の主な事業の進捗状況並びに主な12月補正予算の内容について申し上げます。今議会に審議をお願いする案件は、条例の一部改正が3件、定住自立圏形成に関する協定の変更が1件、町道の認定が1件、町道の変更が1件、一般会計・特別会計の補正予算4件、計10件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（小宮山君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました坂城町定期事務監査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配付されております令和3年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。な

お、この報告書は昨日、地方自治法第199条第9項の規定に基づいて、町長、教育長、議長に提出しております。

このたびの定期事務監査は、地方自治法第199条第4項の規定によるものでありまして、毎会計年度、少なくとも1回以上、期日を定めて監査をしなければならないという規定に基づいているものであります。また、監査は、この報告書の7ページにつづられておりますが、坂城町監査基準に基づいて実施いたしました。

監査の対象として、次の5つの会計がございます。坂城町一般会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町下水道事業特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計、それぞれの会計について、令和3年度の歳入歳出の執行状況を9月30日現在の数値をもって監査いたしました。また、定期事務監査に合わせまして、地方自治法第199条第5項の規定による監査として、令和3年度に施工中または施工済みの工事箇所について、実地検分により監査いたしました。

監査の期間は、令和3年10月19日から11月1日にかけて、坂城町役場庁舎内で実施いたしました。監査の方法は、令和3年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出計算書等を基に、関係各課等により予算執行の状況及び主要施策の進捗度の状況について説明を受けまして、質疑形式により監査を進めました。また、必要に応じまして各課から財産管理の状況、事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め、確認をしています。

なお、この坂城町監査基準によりますと、監査等の範囲は、財務監査及び行政監査とされております。

地方自治法の規定に基づいて、次の事項を主眼に監査を実施しました。

住民福祉の増進に役立っているか。最小の経費で最大の効果を上げているか。出向機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか。予算の執行や事業の取り組みは予定どおり行われているかであります。

監査の結果でございますが、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して適正に執行されているものと認めました。

次に、事務事業の状況についてご報告いたします。

まず、総論になりますが、令和3年度の予算執行は実施計画に沿って執行されておりました。

また、主要事業の執行状況は、昨年度から続く新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けまして、事業縮小及び中止等の対応も一部の事業にありましたが、感染防止対策を含め、事業全般としては、積極的に取り組みがなされていると認識いたしました。

また、事業の内容及びその執行は、地方自治法に定める住民の福祉の増進に重点を置いて執行されているものと受け止めております。

次に、各論になります。予算の執行状況であります。事業の執行は、ほぼ予定どおり行われて

おりました。

予算の執行割合について、一般会計においては、収入済額の予算に対する割合は46.1%であります。前年に比較して8.4ポイントの減少となっております。また、支出済額の予算に対する割合は39.1%で、前年比10.7ポイントの減となっております。前年対比はいずれも減となっておりますけれども、これは前年度に実施された特別定額給付金などの事業がなくなり、通年に戻った比率となりました。

一般会計の歳出における予算の執行状況はおおむね予定どおり執行されておりました。なお、年度末に実施されるものが多くありますので、執行割合は記載されている数値となっております。

次に、令和3年度の町税の賦課徴収の状況についてであります。

9月末の徴収実績について、町税全体としての収入済額は16億1,750万2千円です。前年に比較して6,774万7千円の増となっております。

その中で、主な税目であります町民税を取り上げます。個人町民税は、収入済額が現年分に於いて4億7,665万5千円で、前年と比較して1億1,567万円の増となっております。

また、法人町民税については、収入済額が現年分としまして1億6,721万3千円で、1,319万円の増となっております。法人町民税の税率が引き下げられて、さらにコロナ禍の状況にある中で、税制面においては厳しい環境でありましたが、税収増となっております。業績の回復の兆しが見えてきた感じがいたします。

一方、固定資産税は、調定額が12億4,241万円で、前年に比較して6,773万7千円の減であります。収入済額は8億4,674万3千円で、前年に比較して6,908万円の減となっております。

次に、主要事業とその執行状況について、事務事業の年間計画に従って執行されておりますが、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、一部の事業に影響を受けているものが見られません。

また、工事の執行状況につきましては、工事等検査箇所を調書として報告書の6ページに記述されております。その記載の箇所をそれぞれ現地に赴きまして検分いたしました。いずれも予定どおり執行されていることと確認いたしました。

次に、監査の所見であります。監査実施機関の監査を通じまして、各課の担当に対応をお願いした案件についてまとめたものであります。一般会計については各課ごとに、また、特別会計については会計ごとに記述してあります。

なお、記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度、口頭にて検討をお願いしております。

今回は、定期事務監査ということもありまして、共通のテーマを「移住・定住」に求めました。坂城町に特化したものは何かを考えてみました。その関連した内容も一部項目として織り込んで

います。個々の補足は省略いたしますが、お目通しいただきたいと思います。

以上で、定期事務監査のご報告といたします。

議長（小宮山君） 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

議長（小宮山君） 日程第5「議案第64号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第9「議案第67号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」までの5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 議案第64号「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、町長、副町長、教育長の期末手当につきまして、県の議会議員、特別職の期末手当の支給月数の引下げに準じて、支給月数の引下げを行うため条例の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、特別職の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き下げることとし、令和3年12月から適用するものであります。

次に、議案第65号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、町の一般職の期末手当及び勤勉手当につきまして、令和3年度の県人事委員会勧告に基づく県の一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定に準じて、各支給月数の改定を行うため、条例の改正をするものであります。

改正の内容につきましては、一般職の期末手当の年間支給月数を0.15月分引き下げる一方、勤勉手当の年間支給月数を0.05月引き上げ、総年間支給月数を0.1月分引き下げることとし、令和3年12月から適用するものであります。

議会運営委員長（塩野入君） 発委第5号「坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」趣旨説明をいたします。

本案は、議員の期末手当について、県及び町の特別職の期末手当の引下げに準じて支給月数の引下げを行うため、条例の改正をするものであります。

改正の内容につきましては、議員の期末手当の年間支給月数を0.05月分引き下げることとし、令和3年12月から適用するものでございます。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。ご説明申し上げます。

町長（山村君） 続きまして、議案第66号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、県の給与改定等に合わせ行った町議員及び常勤特別職の期末手当、一般職の期末手当及び勤勉手当の改定により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ504万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を72億2,569万9千円とするものであります。

歳入の内容としましては、財政調整基金繰入金504万1千円を減額し、一方、歳出の内容につきましては、一般職勤勉手当206万3千円を増額し、議員報酬23万円、特別職期末手当14万5千円、一般職期末手当595万3千円、共済組合負担金77万6千円を減額するものであります。

次に、議案第67号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、県の給与改定に準じて行う一般職の期末手当及び勤勉手当の改定により、人件費を減額し、また、実施設計測量等委託を増額することによる公共下水道事業費の歳出予算の組替えを行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時49分～再開 午前10時59分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎日程第5「議案第64号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第6「議案第65号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「発委第5号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第66号 令和3年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第9「議案第67号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（小宮山君） ここで追加議案配付のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時06分～再開 午前11時16分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

議長（小宮山君） 日程第10「議案第68号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」から、追加日程第2「議案第73号 令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」までの6件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第68号から第73号までご説明申し上げます。

まず、議案第68号「上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」ご説明申し上げます。

本協定は、上田市を中心市とする上田地域定住自立圏形成について、相互に連携、協力、役割分担による定住自立圏の取り組みを進めるため、平成23年6月の町議会で協定案を可決いただいた後、上田市と協定を締結したものであります。令和3年度までの取り組みを定めた共生ビジョンが終期を迎えるに当たり、次期共生ビジョンの内容を検討してきたところ、現在締結している協定の内容を精査し、脱炭素社会実現やワーケーション・テレワークの推進、スマート社会の実現、防災力強化といった新たな視点を加え連携する必要が生じたことから、現在、圏域が抱える課題に効果的かつ効率的に対応し、圏域全体の活性化を図るため、既に締結している協定の変

更を行うものであります。

次に、議案第69号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、産科医療補償制度の見直しに伴う健康保険法施行令の改正に合わせ、国民健康保険における出産育児一時金の支給額を改正するものであります。

出産育児一時金につきましては、現在、一時金40万4千円と、併せて産科医療補償制度を利用した場合、規則で定める加算額1万6千円の合計42万円が支給されております。

今般、産科医療補償制度の掛金が改定され、規則で定める加算額が1万2千円に引き下げられることに伴い、一時金の額を「40万4千円」から「40万8千円」に引き上げ、支給総額はこれまでと変わらず42万円とすることとされました。

本案は、制度改正の趣旨に沿い、条例で定める出産育児一時金の額を「40万4千円」から「40万8千円」に改定するものであります。

議案第70号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、1件の町道路線の認定に係るもので、県道坂城インター線延伸に伴い、新たに町道0245号線を認定するものであります。

次に、議案第71号「町道路線の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、2件の一部路線の変更に係るもので、県道坂城インター線延伸に伴い道路拡幅により、これに影響する町道0246号線の形状の変更と、県道坂城インター線延伸に伴い、これに影響する町道0244号線の起点を変更するものであります。

次に、議案第72号「令和3年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,936万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を73億5,506万5千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、国庫支出金1億3,487万7千円、寄附金4,005万円をそれぞれ増額し、基金繰入金2,450万円、町債2,590万円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉施設持続化負担金2,100万円、ふるさと寄附金分を基金へ積み立てるためのふるさとまちづくり基金積立金4千万円、返礼品や業務委託料等、ふるさと納税事業に係る経費1,790万円、障害児通所等給付費1,300万円、新型コロナウイルス予防接種事業に係る経費3,606万8千円、町道及び林道の除雪作業に要する費用1,250万円、びんぐし湯さん館施設等基金積立金4千万円をそれぞれ増額し、小中学校空調設備整備工事費について事業の実績に合わせ8,143万円を減額するものであります。

また、令和4年度において、一般廃棄物収集運搬等業務を行うための債務負担行為につきまし

ても、合わせてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議案第73号「令和3年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,284万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億7,203万8千円とするものであります。

今回の補正は、令和2年度消費税の確定に伴う還付金と予算の組替えにより公共下水道事業の整備促進を図るもの、また、職員人件費を組み替えるものであります。

歳入の内容としましては、消費税還付金3,624万5千円を増額し、公共下水道事業債1,340万円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、公共下水道事業費実施設計測量等委託費2,440万円を増額し、職員人件費131万2千円を減額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月1日から7日までの7日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月1日から7日までの7日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は、12月8日午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午前11時27分)